沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六八六番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六八七番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六八八番	雑種地	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六八九番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九〇番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九一番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九二番	雑種地	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九三番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九四番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九五番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二六九九番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇〇番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇一番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇二番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇三番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇四番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇五番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七〇八番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七一〇番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七一四番	山林	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七一五番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七一六番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上マジヤ原	二七三五番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上親竹原	二二六二番	畑	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上親竹原	二三五九番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江上親竹原	二三六〇番	原野	
沖縄県国頭郡伊江村字西江前トモリ	一九九七番	山林	

三　縦覧場所

沖縄県国頭郡伊江村字東江前三八番地　伊江村役場

四　縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

キャンプ・ハンセンの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十八年十二月五日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡恩納村字恩納米鳥	一四〇一番	田
沖縄県国頭郡恩納村字恩納目座	一五八八番	田
沖縄県国頭郡恩納村字恩納目座	一六〇一番	田
沖縄県国頭郡金武町字金武和留美原	五一〇九番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武池久保原	六九八三番	原野
沖縄県国頭郡金武町字金武池久保原	七〇〇一番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武犬盛原	七三八六番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武犬盛原	七四二〇番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武伊保原	七六一八番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武伊保原	七六二四番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武伊保原	七六五四番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武平川原	八二八八番一	田

三　縦覧場所

沖縄県国頭郡恩納村字恩納二四五一番地　恩納村役場

沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　沖縄防衛局金武出張所

四　縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

嘉手納弾薬庫地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。